

介護保険料の

基準所得金額が変わります



介護保険法施行令が改正され、令和7年4月1日から第1・第2・第4・第5段階の基準所得金額が、従来の「80万円」から「80.9万円」に変更されました。

介護保険料は、所得段階表のとおり、本人または世帯の住民税課税状況、本人の所得・収入等によって決められています。

7月に介護保険決定通知を送付していますので、通知内容をご確認をいただき、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

令和7年度の所得段階別介護保険料

区分	住民税課税状況		本人の所得・収入等	年間保険料額 (円)
	本人	世帯		
第1段階	—	—	生活保護受給者	24,620 円
	非課税	非課税	前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80.9 万円以下	
第2段階	非課税	非課税	前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80.9 万円超 120 万円以下	41,900 円
第3段階	非課税	非課税	前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 120 万円超	59,180 円
第4段階	非課税	課税	前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80.9 万円以下	77,760 円
第5段階	非課税	課税	前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80.9 万円超	86,400 円
第6段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満	103,680 円
第7段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	112,320 円
第8段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	129,600 円
第9段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	146,880 円
第10段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	164,160 円
第11段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	181,440 円
第12段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	198,720 円
第13段階	課税	課税	前年の合計所得金額が 720 万円以上	207,360 円

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、土地・建物の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。